

総社市保育士・幼稚園講師等登録制度とは

1 登録資格

登録希望者	保育士資格を有する人 幼稚園教諭免許を有する人 その他児童福祉施設において必要な資格を有する
求人希望事業所	市内に認可保育所を有する社会福祉法人 教育委員会が指定管理委託している放課後児童クラブ運営委員会 市内に施設を有する児童発達支援センター 公立の保育所及び幼稚園等の教育・保育施設 その他教育委員会が認める施設

2 登録期間

2年以内（登録日の翌年度末までとし、更新することができます）

3 登録方法

登録希望者	総社市保育士・幼稚園講師等登録申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、こども夢づくり課へ提出してください。
求人希望事業者	総社市保育士・幼稚園講師等求人申請書（様式第2号）に必要事項を記入の上、こども夢づくり課へ提出してください。

4 制度の流れ

- ① 登録希望者及び求人希望者は申請書に必要事項を記入し、こども夢づくり課へ提出します。
- ② こども夢づくり課は内容を審査し、適当と認められた場合、登録者名簿に記載します。
- ③ 登録希望者と求人希望者の内容が一致する場合、こども夢づくり課より求人希望者に紹介します。
- ④ 求人希望者より登録希望者に連絡し、就業内容等の説明及び面接を行います。
- ⑤ 求人希望者は採用の可否について、こども夢づくり課に報告します。
- ⑥ 登録希望者は採用が決定した場合、こども夢づくり課に登録台帳の削除を依頼します。
- ⑦ 採用決定とならなかった場合、登録情報は本人の申請がない限り期間内は継続されます。

5 その他

- ・ 申請により知り得た情報は、本事業の目的外に使用することはありません。
- ・ 申請内容に虚偽がある場合、または登録にふさわしくないと認めた場合は、登録を抹消することがあります。
- ・ 勤務条件などについては、登録者との合意によるものであり、公立施設を除き事業者と登録者間においてトラブルが生じても教育委員会はその責任を負いません。
- ・ 提出のあった申請書は返却できません。

問い合わせ先

総社市 教育委員会 こども夢づくり課
TEL/FAX (0866)92-8265/(0866)92-8397